

令和5年度 事業計画書

1 基本方針

国の方針として、少子高齢化が進行し人口が減少する中で経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらず活躍できるよう高年齢者雇用安定法が改正され、事業主に対して希望する者の65歳までの継続雇用制度導入の義務化に加え、70歳までの就業確保措置が努力義務化されました。シルバー人材センター事業におきましても、国が目指す「生涯現役社会の実現」に向けて果たす役割は益々大きくなってはいますが、一方では全国的に会員数は減少しており、当センターでも令和2年度以降減少傾向にあります。事業実績金額につきましては公共事業が大きく伸びてはいますが、一般家庭を含む民間事業は新型コロナウイルス感染症の影響等により減少傾向にあります。更に、令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）はセンターの事業運営に対して大きな影響を及ぼすことが予想されます

そこで今年度の事業計画基本方針として、「第1次中期計画行動計画」を軸に、「各種イベントでのPR活動やメディアCM出演、会員紹介制度を活用しての入会促進や就業機会確保」「女性会による女性会員入会促進や就業機会確保」「ゴールド会員制度の推進による退会抑制」「各種講習会開催による会員の意識と技能の向上及び後継者育成」に重点的に取り組めます。

また、安全・適正就業を推進するため、「新たな安全対策」に重点的に取り組むことにより事故発生抑止を図ることに加えて、より多くの会員の就業機会確保のため「ローテーション就業によるワークシェアリング推進」に取り組めます。

シルバー人材センターの基本理念「自主・自立・共働・共助」のもと、会員、役員、事務局が一体となって事業運営を行ってまいります。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

センターは、栃木市内に居住する60歳以上の健康で働く意欲があり生きがいの充実や社会参加等を希望する、会員として登録した者に対し、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業の機会を次により提供します。

(職業紹介事業は栃木県内に居住する60歳以上の求職者が対象)

①請負・委任

一般家庭や民間事業所、公共団体等から請負契約又は委任契約により受注した業務の就業機会の提供を行います。

②労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）との間で締結した協定に基づき、派遣就業の機会の提供を行います。

③職業紹介事業

栃木県内に居住する60歳以上の求職者に対して、連合会との間で締結した協定に基づき、求人者との雇用関係の成立をあっせんします。

(2) 就業機会確保事業

センターは、委員会等で実施目標を定めて、以下の事業を実施することにより会員の就業機会を確保します。

①普及啓発事業

ア ホームページや広報とちぎへの行事掲載、ケーブルテレビでのCM放映、公共施設や民間事業所へのチラシ設置等を通してセンターのPR活動を行い事業周知を図ります。

イ 会報誌「生きがい」を9月と3月に発行し、活動状況、配分金単価の変更会員の声などを掲載して情報提供に努めます。

ウ 各種イベントへ積極的に参加し、センターへの発注推進や入会促進等のPR活動を行います。また、現会員による口コミ活動推進により入会促進を図ります。

エ シルバー人材センター事業普及強化月間をとらえ、地域社会貢献と会員のセンター活動へのモチベーションアップを目的としたボランティア活動等を行います。

オ 女性会員同士の交流を促進し生きがいの充実を図ると共に、女性会員の入会促進や、女性特有の技能等を生かした就業機会確保実現のために「女性会」を発足し、連合会女性の会と連携して活動を行います。

カ 草取り、草刈作業、植木剪定及び清掃業務に従事する会員の後継者を募るため、これらの業務に従事できる人材の入会促進を、PRチラシの配布や現会員による紹介制度の活用により重点的に行います。

キ エイジレス80ショートメッセージ送信サービスを活用し、会員の携帯電話へ就業情報やお知らせ等を一斉送信することにより、迅速かつ公平な情報提供を行うと共に、全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）による「シルバー人材センター等デジタル化整備促進事業」導入に向けた検討を行います。

②安全・適正就業推進事業

ア 「新たな安全対策」を実行することにより、特に植木剪定、草刈作業について重点的に安全対策に取り組み、会員の事故防止、安全確保の意識を高めて事故発生抑止を図ります。

イ 安全就業パトロールを年2回実施することに加え、安全・適正就業委員が植木剪定、草刈作業の就業現場を抜き打ちで訪問して会員の作業実態に応じた安全指導を行い、安全就業基準の徹底を図ります。

ウ 賠償保険に免責分会員負担制度を導入することにより、会員の事故防止、安全確保の意識を高めて事故発生抑止を図ることにつなげます。

エ 体力測定を年1回実施し、自身の体力を客観的に認識してもらうことにより、作業能力に対する過信を原因とした事故を未然に防止して事故発生抑止を図ることにつなげます。

オ 公共業務に従事する会員のローテーション就業推進を中心として、より多くの会員が就業の機会を得られるようワークシェアリングを実施します。

カ 請負・委任になじまない受注を労働者派遣事業や職業紹介事業に切り替えると共に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した受注は、ワークシェアリングを実施することにより適正就業を推進します。

キ 労働者派遣事業に係る衛生委員会を定期的に開催し、派遣会員等の健康障害を防止するための基本対策を協議します。

③就業開拓事業

ア 会員が主体的にチラシ等を一般家庭や事業所へ配布することにより受注拡大に繋がります。

イ 人口減少社会の到来に伴い、空き家管理事業等の新たな就業機会の掘り起こしを行います。

④研修・講習事業

ア 植木剪定講習会、表具関係講習会を開催し、会員の技能向上と後継者育成を図ります。

イ 接客講習会を開催し、会員の接客スキルアップを図り、顧客サービスの向上を図ります。

ウ 健康管理に関する講習会を開催し、会員の健康増進を図ります。

エ 安全就業推進の観点から刈払機取扱安全講習会を開催し、安全に対する会員の意識を高めて事故発生抑止を図ります。

オ 交通安全に関する講習会を開催し、会員の意識を高めて就業の行き帰りで交通事故発生抑止を図ります。

カ 会員と事務局とのコミュニケーション促進や事務改善を目的とした懇談会を開催し、提案された意見を事業運営に生かします。

キ 役員、委員会委員による、現状の課題や問題点の解決に向けた研修を実施し、成果を事業運営に生かします。

⑤独自事業

刃物研ぎについて、各地域で開催すると共にセンターのPR活動を兼ねて各種イベントへも参加します。また、女性会の活動の中でも新たな独自事業の可能性について検討を行います。

⑥相談事業

会員から、仕事に関することや安全・適正就業に関する相談を受付ける窓口を設けて、未就業会員の解消につなげます。

⑦日常生活支援事業

栃木市から軽度生活支援事業を受託し、支援を必要とする高齢者に対して、日常生活支援サービスを提供します。

⑧ゴールド会員制度

体力及び健康状態等の諸事情により就業は行わないが引き続き会員として同好会活動及び地域社会参加活動を通じて生きがいの充実を図りたいと希望する者に対してゴールド会員制度を推奨すると共に、併せて退会抑制を図ります。

3 法人運営

(1) 各種会議等

① 定時総会

決算報告や事業報告、定款の変更、役員を選任等、センターの基本的意思を決定するため事業年度終了後3か月以内に開催します。

② 理事会

事業計画や収支予算、会員の入会承認等、センターの事業執行の方針を決定するため書面決議を含めて毎月開催します。

③ 委員会

総務委員会、広報・女性委員会、安全・適正就業委員会の各委員会において委員の積極的な提案や意見等を協議し、事業運営に生かします。

④ 正副理事長・事務局長会議

運営方針や理事会提出議案の検討並びに、諸施策の原案策定及び進捗管理のため毎月開催します。

⑤ 事務局会議、管理職会議、嘱託員会議及び補助員会議

業務執行に係る課題や懸案事項の整理と対策の検討を行うため事務局会議を毎月、管理職会議を随時開催します。また、職員が地域の枠を越えて意見交換や課題の共有を行うことにより業務の円滑な遂行に寄与することを目的とした嘱託員会議を四半期に1回、補助員会議を半期に1回開催します。

⑥ 地域班との連携強化

センターと地域班との情報の共有・交換の機会を増やして連携強化を図り、会員の意見を事業運営へ生かします。

(2) 第1次中期計画 行動計画

令和4年度から令和8年度までのセンターの基本的な方向性と将来ビジョンを定めた本計画について、各年次の行動計画（アクションプラン）に基づき、目標を達成する上で必要な行動を明確化します。

(3) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）

令和5年10月から施行される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、全シ協や連合会と連携して適切に対応してまいります。